

歴史や文化を育む風格あるまちに

文化財や史跡、古い街並みなどの歴史的遺産は、将来に継承すべき重要な遺産です。

恵まれた歴史的遺産は、私たちの暮らしに心の豊かさを与えてくれるとともに、なつかしい故郷として郷土への愛着や岡崎らしさを育んでくれます。

このような豊かな遺産を良好な状態で継承し、将来世代とともに共有していくことが、私たちの責務といえます。

行動7 歴史や文化を守り、育てる

取組1 歴史的遺産を保存・整備します

○ 歴史的遺産を保存・整備します

- ・文化財の指定を推進します
- ・家康館や美術博物館で企画展示を行います
- ・美術博物館、郷土館等の文化施設の整備を推進します
- ・歴史的遺産を活用したネットワーク整備を推進します

■文化財

① 文化財保護への補助

〔平成20年度〕

保存育成事業 滝山寺鬼まつり・大嘗祭悠紀齋田、デンデンガッサリ、須賀神社祭礼山車及び祭りばやし、夏山八幡宮火祭り

保存修理事業 伊賀八幡宮社殿、大樹寺大方丈障壁画、天恩寺山門、大樹寺大方丈保存修理、甲山寺両界曼荼羅図、見返りの大スギ

② 文化財の保存・活用・整備

〔平成20年度〕旧本多邸復元活用事業、旧本宿村役場調査と保存解体工事、ゲンジボタル増殖事業

→平成21年度以降も継続予定です。



天恩寺山門（修理後）

■美術博物館・郷土館 展覧会開催事業

地域の歴史・文化を紹介していきます。

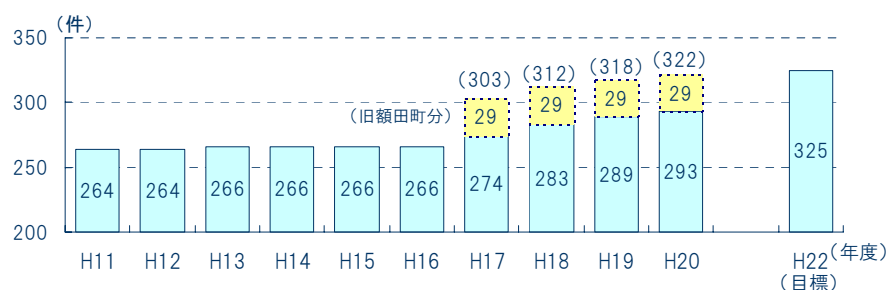
〔平成20年度〕美術博物館展覧会（6回）、郷土館展覧会（2回）

→平成21年度以降も継続予定です。

（環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況）

■文化財指定件数

図3-1 文化財指定件数



取組2 伝統文化の継承に取り組みます

○ 伝統文化の継承を支援します

- ・文化財移動教室や親子文化財教室を開催します
- ・伝統産業の振興を支援します
- ・地域の歴史・文化を普及します

■文化財教室開催

文化財移動教室や親子文化財教室を開催しています。

〔平成20年度〕

文化財移動教室：8回開催

親子文化財教室：テーマ「社寺建築と日本の伝統技術を学ぼう！」

→平成21年度以降も継続予定です。



親子文化財教室

■伝統的工芸品産業振興事業費補助金

伝統的工芸品産業における中小企業の振興を図り、地域経済の発展に資するため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律により指定を受けている団体へ補助金を交付しています。

〔平成20年度〕 1団体：岡崎石製品協同組合連合会

→平成21年度以降も継続予定です。

■工房見学会開催

親子で伝統・地場産業を見学・体験する工房見学会を夏休みに開催しています。

〔平成20年度〕 親子10組20名参加

→平成21年度以降も継続予定です。

■文化活動事業費補助事業ほか

本市を拠点とした文化活動事業を行う団体の文化活動事業に対して、団体の育成を図るとともに、地方文化の振興に資することを目的として補助金を交付しています。

〔平成20年度〕文化活動事業費補助制度（組織活動：文化協会など3件）

（創造的活動：市民団体2件）

（伝統芸能保存育成活動：市民団体3件）

地方史研究団体補助制度（地方史研究団体1件）

→平成21年度以降も継続予定です。

■自費出版物等補助事業

主に本市に関する自費による研究成果の発表及び学術研究に対し、出版及び研究活動を奨励することを目的として補助金を交付しています。

〔平成20年度〕補助金交付決定件数（3件）

→平成21年度以降も継続予定です。

■郷土読本の配布

歴史・文化に関する副読本を作成・配布しています。

〔平成 20 年度〕 小学校 3・4 年生：4,050 冊
中学校 1 年生：3,810 冊

→平成 21 年度以降も継続予定です。



郷土読本を使った授業

■観光振興事業

観光にかかわる伝統的行事を保存・伝承するため、岡崎五万石普及保存事業をはじめ、各伝統文化の継承活動に対し補助金を交付しています。

〔平成 20 年度〕 補助金交付決定事業数（16 事業）

→平成 21 年度以降も継続予定です。

■百選めぐり事業

観光まちめぐり「ぐるっと岡崎」を開催しています。

〔平成 20 年度〕 2 回開催・各 70 人参加

→平成 21 年度以降も継続予定です。



行動8 まちの良好な景観をつくる

●市民・事業者が主体となって地域の個性を活かしたまちにします

取組1 まちの良好な景観を形成します

○ まちの良好な景観形成を推進します

- ・良好な景観へ誘導するための指導をします
- ・用途地域等の適切な配置と見直しを推進します
- ・駅前、公共施設などの景観整備を推進します
- ・放置自転車をなくします
- ・空き地の適正管理を指導します

■水と緑・歴史と文化のまちづくり条例

① 特定事業の事前協議と説明会

特定事業とは、近隣の景観や環境の保全・形成に多大な影響を及ぼす事業のことをいい、その事業の実施（行おうとする事業に関する法的な手続き等）前に市長との協議をしなければなりません。また、良好な景観や環境を保全するために事業実施に対する条件を定めています。さらに、特定事業者は、市長との事前協議を行う前に、地域住民の理解を得るよう、事業内容の説明会を開催しなければなりません。

〔平成20年度〕事前協議申出件数：29件

② 特定事業に準ずる行為

高さが18mを超える工作物で景観、環境の保全及び形成に影響を及ぼすおそれのあるものを設置しようとする者は、当該工作物の設置に関する法令に基づく許可、認可等の申請又は届出の手続きを行う前（それらの手続きを要しないものにあつては、当該工作物を設置する前）に、その旨を市長に届け出なければなりません。

〔平成20年度〕届出件数：10件

【主な特定事業】

廃棄物の処理施設、廃棄物の分別・積替え保管施設（一定規模以上）、大規模小売店舗の設置、5階以上又は18mを超える建築物の設置、都市計画法の開発行為で3,000m²以上の開発、景観環境保全地区及びまちづくり協定地区で定めた事業、その他規則で定める事業

■違反広告物追放推進員制度

違反広告物の除去権限の一部をボランティアに委任することにより、市民と協力して、良好な都市景観の維持、向上を図っています。

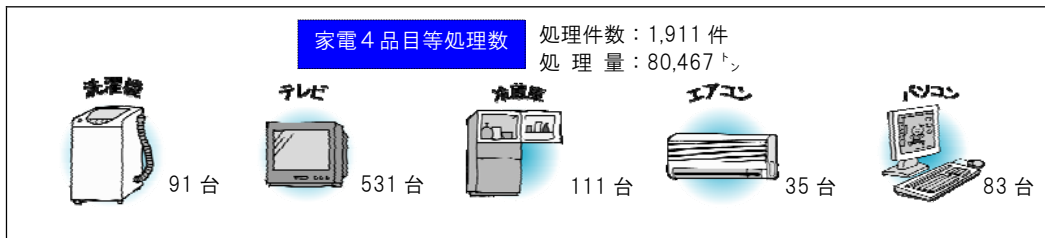
■まちの良好な景観を推進

① 不法投棄

平成20年度の不法投棄処理件数及び処理量は、1,911件・80,467トで、前年度より91件・16,008ト増加しました。不法投棄はポイ捨て程度のもから悪質で多量なものまで、環境上の社会問題となっています。（図3-2）

本市では、不法投棄されない環境づくりを目指し、不法投棄の監視、投棄者の調査、指導及び投棄物の早期撤去等の対策、市職員による定期的な夜間パトロールを実施しています。

図 3-2 不法投棄処理の状況〔平成 20 年度〕

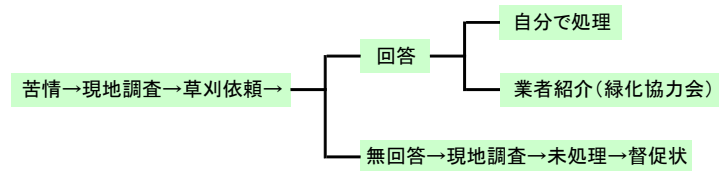


② 空地の管理

市内に点在する空地の管理が適正でなく雑草が繁茂していると、ごみ等の不法投棄の場所となることもあり、空地周辺の生活環境に影響を及ぼします。本市では、空地の適正管理のため「岡崎市生活環境保全条例」に基づき、管理不十分な空地について雑草除去の指導を行っています。（表 3-1）

表 3-1 空地管理指導件数

年度	件数	処理区分（件）			未処理（件）	処理率（%）
		自己処理	業者紹介	計		
平成 18 年度	285	243	17	260	25	91.2
平成 19 年度	205	187	7	194	11	94.6
平成 20 年度	204	181	7	188	16	92.2



③ ごみの散乱防止

ごみの散乱は、美観を損ない市民の快適な生活環境に影響を及ぼします。本市では、市民、事業者及び市が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、ごみの散乱の防止について、それぞれが分担する責務を明らかにするとともに、市として、啓発活動、美化活動の協力を実施しています。また、環境美化活動の一環として、ごみの散乱の実態調査を行い、状況を把握するとともに、啓発・美化活動を進めています。

④ ボランティア清掃の実施

ポイ捨てが多い県道岡崎環状線について、沿線 12 学区の皆さまのご協力により年 2 回、ボランティア清掃を実施しました。（表 3-2）

表 3-2 岡崎環状線ボランティア清掃活動〔平成 20 年度〕

実施日	6 月 22 日	10 月 26 日
参加人数（人）	雨天中止	1,414
回収量合計（kg）	雨天中止	1,300

⑤ 放置自動車

放置自動車は、交通障害、ごみ等の不法投棄、美観を損なうなど市民の快適な生活環境に影響を及ぼします。本市では、放置自動車の適正な処理のため、警察等の他機関の協力を得て、平成 14 年 6 月 1 日に「岡崎市放置自動車の処理に関する事務取扱要綱」を定めました。

連絡を受けた車両は調査し、所有者が不明なものについて、廃物認定基準に該当、若しくは廃物判定委員会に意見を聞き、廃物認定を行います。廃物認定した自動車は、随時土地管理者により撤去し、地域の美観、快適な生活環境を維持するよう執り進めています。

市管理地以外の私有地等については、土地所有者又は管理者からの依頼により、調査及び廃物認定を行っています。（表 3-3）

〔平成 20 年度〕調査 110 件 廃物認定 32 件

表3-3 放置自動車の要綱による処理状況〔平成20年度〕

		(件)		
		廃物認定	自主撤去	処 理
市管理地		15	42	57
内訳	道 路	12	39	51
	公 園	2	2	4
	その他	1	1	2
他機関管理地		0	4	4
民有地		17	32	49
合 計		32	78	110

⑥ 放置自転車の整理・監視指導を実施

公共の場所における自転車等の放置を防止することを目的に「岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例」が、平成9年1月1日から施行されました。

道路、公園、駅前広場その他公共の場所に自転車が置かれ、放置状態にある場合に注意書を取り付けます。1週間を過ぎても放置されている場合は撤去を行います。特に、放置禁止区域（名鉄東岡崎駅・JR岡崎駅周辺）の放置自転車は即日撤去します。

〔平成20年度〕放置自転車撤去：1,878台

→ 今後も継続的に推進します。

取組2 地域の個性を活かした景観を形成します

○ 地域のまちづくり活動を支援します

- ・まちづくりに関わる団体への助成等の支援を行い、団体を育成します
- ・商店街が推進していく景観整備について支援・指導を行います

■水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例

① まちづくり協議会・まちづくり協定地区

地域住民の主導により、地域の景観や環境の保全形成に資するまちづくりに関し、地域住民の発意により行われることについて、市が支援する仕組みです。

地域の5割以上の住民等の同意により協議会を設立し、市が認定する組織が「まちづくり協議会」です。

また、協議会が地域の住民等の8割以上の同意により、地域のまちづくり方針や整備計画を定め、協議会の申し出により市と協定を結び、その協定内容を市とともに保全整備する地区を「まちづくり協定地区」といいます。

〔平成20年度末現在〕まちづくり協議会認定団体：5団体 まちづくり協定地区：1地区

② まちづくり協働推進市民

協議会などの団体でのまちづくり参画とは別に、まちづくりに関心のある個人（個人及び事業者）を対象として、登録制度により参画することができます。

登録したかたには、まちづくりや環境に関する情報の提供や、研修会等への参加に便宜を図るなどしています。登録期間は3年で、市民であればどなたでも登録できます。

〔平成20年度末現在〕登録者数70名

■商店街等地域景観施設整備費補助金

商店街の景観の維持及び向上を図り、商業の振興に資するため、予算の範囲内において補助金を交付しています。

〔平成20年度〕1団体

→ 平成21年度以降も継続予定です